

例 言

- 1、本書は平成5年度国庫補助事業—市内遺跡発掘調査事業の報告書です。
- 2、調査の経費は、国—1,500,000円、県—750,000円、の補助による総額3,206,958円でした。
- 3、調査期間、及び、整理期間は平成5年4月5日から平成6年3月31日まででした。
- 4、調査は上福岡市教育委員会が主体し、社会教育課が主管となって実施しました。事務局は、課長 玉田政俊、係長 秋本 敏、主事補 山岸祐可子で行い、発掘調査は、学芸員 柳沢健司、同 山岸祐可子が担当した。
- 5、報告書執筆は、柳沢健司（松山遺跡第10号住居跡出土の石器については馬場伸一郎）、遺物の実測は、馬場伸一郎、柳沢健司、トレースは、池田薫子、宮沢薫、吉野純子がおこなった。
- 6、調査及び整理に当たっては、下記の皆様から多大なご協力がありました。記して厚く感謝の意を表します。
新井伸幸、朝川美幸、安藤隆三、壱岐ヒサ子、池田薫子、石田悦子、一条ひかる、稲葉勝美、井上加寿子、岩本英男、小田静夫、小林 彰、佐々木輝生、笹本教雄、塩谷利雄、菅野 実、茅野 恵、林 尚行、馬場伸一郎、藤井健司、中里美子、野本暁、栗林雅史、三ッ谷佳子、守谷健吾、森田志満、吉野庄九郎、吉野純子、渡邊悦子、
- 6、発掘調査及び整理報告に当たって、下記の関係機関並びに皆様からご指導・ご教示を賜りました。記して厚く感謝の意を表します。

浅野晴樹、天ヶ嶋岳、荒井幹雄、新屋雅明、市川修、今井亮、大柴英雄、大塚達朗、岡田隆男、岡田賢治、小川良祐、小俣 悟、柿沼幹夫、加藤秀之、川名広文、小泉功、小暮貞作、小西正捷、笹森健一、佐藤良博、下村克彦、鈴木正博、城近憲市、高崎直成、高橋一夫、田中信、角田史雄、坪田幹男、利根川章彦、中島宏、中平薫、鍋島直久、早川智明、早坂広人、松本富雄、水村孝行、柳井章宏、柳田敏司、山形洋一、山浦清、横川好富、吉原道夫、和田晋治、県文化財保護課、

I 調査に至る経過

武蔵野台地の縁辺にあたる上福岡市域は、大きく標高16～18mの武蔵野段丘面と標高8～10mの立川段丘面の台地と標高6～7mの沖積地帯にまたがっている。沖積地は古東京湾として、縄文前期の海進時には海辺を形成していたことから、台地の縁辺に所在する縄文時代前期の上福岡貝塚などが著名であるが、それ以降の縄文時代前期の鷺森遺跡、同中期のハケ遺跡や西遺跡、古墳時代初頭の権現山墳墓群、古墳時代前期および後期の集落跡である滝遺跡、また奈良・平安時代の松山遺跡や川崎遺跡、中世以降の長宮遺跡なども知られている。一方、沖積地には自然堤防が形成され、弥生時代末から古墳時代初頭と奈良時代の集落跡などの存在が県埋蔵文化財調査事業団が実施した伊佐島遺跡の発掘調査によって判明した。

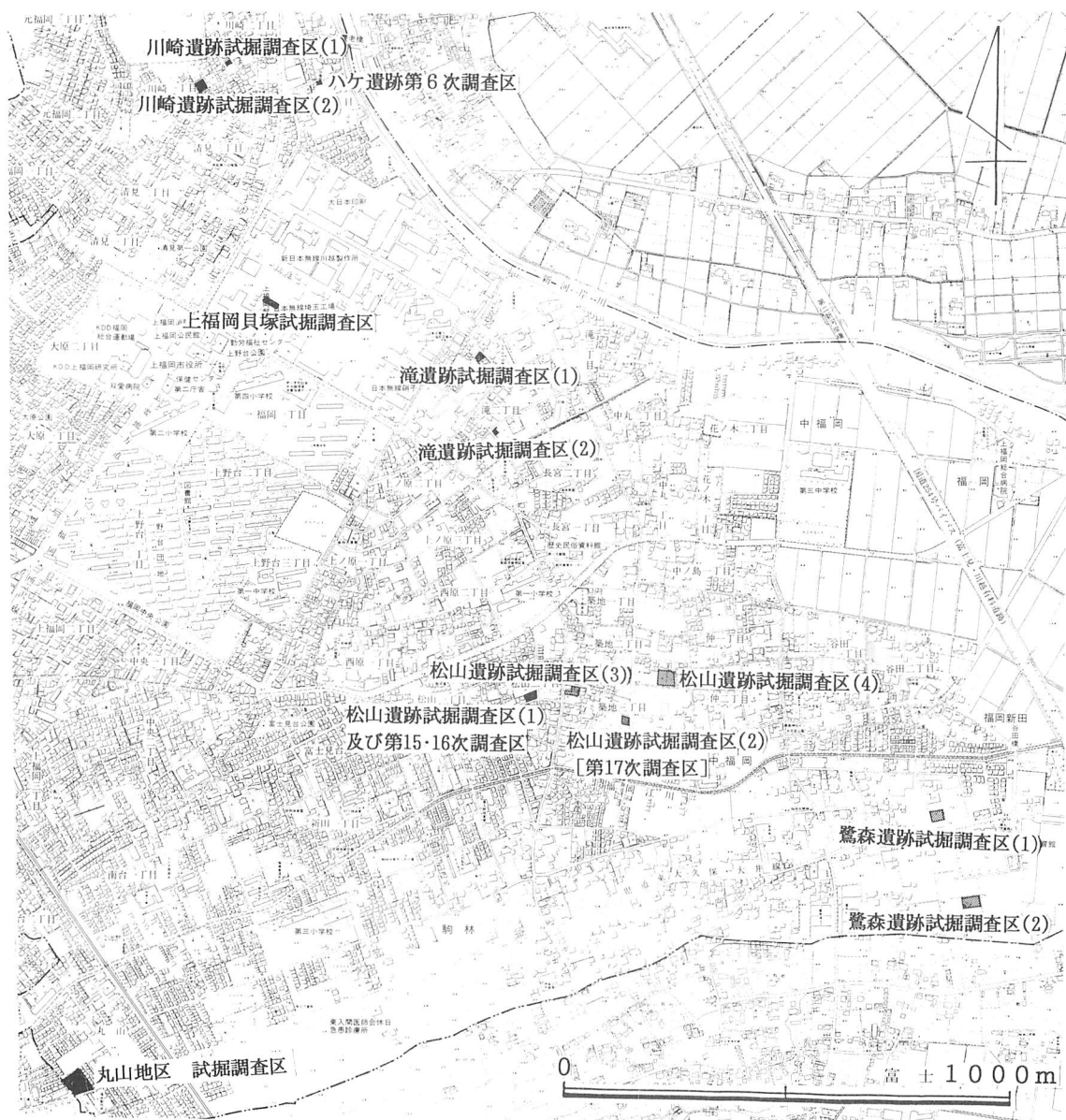
このように、当市域には古来からの遺跡が数多く眠っているが、当市は首都圏30kmに当たり、昭和30年代より大規模な開発が行なわれ、遺跡の変更を余儀なくされてきた。近年では、大規模な開発は影を潜めたが、個人住宅の建設などの小規模開発が多い現状にあり、遺跡はいわゆる蚕食状態となって、現状変更が進行している。そこで、当市では、文化財保存事業費の国庫補助金を受けて、個人住宅等の小規模開発に対し、記録保存の発掘調査を15年間に亘って実施し、その成果を「埋蔵文化財の調査」と題して(1)～(15)まで刊行してきた。今年度は、下記の6遺跡15地点が調査の対象となった。

これらの発掘調査は、市庁内関係各課と連絡調整をとり、農地転用や開発申請を受けて、遺跡に影響を及ぼすものに対して、工事主体者と事前協議の結果、県文化財保護課の指導を受けて実施したものである。また、遺跡の有無が判明していない地点についても同様に、工事主体者と協議し、遺跡の有無を確認することを第1の目的として、県文化財保護課の指導を受けて、試掘調査として実施したものである。

なお、下記の7については、試掘調査のみを国庫補助事業の対象として実施し、遺構が確認された場合には、工事主体者と遺跡の取り扱いについて再度協議を行なうことを予定していたものである。また、今年度の事業では、平成4年度事業の松山遺跡第12次、第13次、第14次調査の一部、今年度実施の松山遺跡第15次、第16次の一部について整理作業を実施した。整理の内容は、水洗、注記、接合、図面整理等である。

(遺跡名・調査の種類)	(所在地)	(調査面積)	(原因)	(調査期間)
1 松山遺跡 試掘調査(1)	松山2-3-1	509.19	宅地造成	4月5日～同16日
2 松山遺跡 試掘調査(2)	松山2-3-41	148	個人住宅建設	4月19日～同28日
3 鷺森遺跡 試掘調査(1)	駒林字宮元950-1、-3	516	共同住宅建設	4月20日～同22日

4	滝遺跡 試掘調査(1)	滝 1-1-4	313.08	共同住宅建設	4月23日～同28日
5	ハケ遺跡第6次調査	福岡 3-1189、2065-2	141.91	個人住宅建設	5月6日～同18日
6	丸山地区 試掘調査	丸山495-1,496-1,497	1770	共同住宅建設	5月19日～同24日
7	松山遺跡 試掘調査(2)	築地 3-2-19	597	駐車場敷設	5月10日～同24日
8	松山遺跡第16次調査	松山 2-3-43、44	156.76	個人住宅建設	7月2日～同15日
9	上福岡貝塚 試掘調査	福岡 2-1500-8の一部	799.30	事務所建設	7月20日～同27日
10	鷺森遺跡 試掘調査(2)	駒林字鷺森51-1	740	共同住宅建設	8月2日～同10日
11	川崎遺跡 試掘調査(1)	川崎 2-2-10、-11	131	個人住宅建設	8月24日
12	滝遺跡 試掘調査(2)	滝 2-2-7	99	個人住宅建設	8月25日
13	川崎遺跡 試掘調査(2)	川崎 1-1-1の一部	422.37	共同住宅建設	9月10日～同13日
14	松山遺跡 試掘調査(3)	築地 3-2-17、-31	994.22	共同住宅建設	10月15日～同20日
15	松山遺跡 試掘調査(4)	築地 2-5-2の一部	1246.63	共同住宅建設	10月22日～同26日



第1図 遺跡位置図 (1/16000)

◇第11号住居 [松山遺跡第17次調査]

古墳時代終わりごろの住居跡で規模は東西約6m×南北約6m程の方形であると推察される。柱穴が4本とも確認でき、柱穴の芯々から芯々まで東西なら3m、南北2.7mくらいである。東側、西側、南側何れも攪乱によって壁を破壊され、北側の壁でもカマドより東側の部分と北東隅がかりうじて確認できたという状態であった。出土遺物は土師器甕、黒色土器（坏など）、須恵器（坏や甕の破片、蓋）である。

●松山遺跡の試掘調査（3）

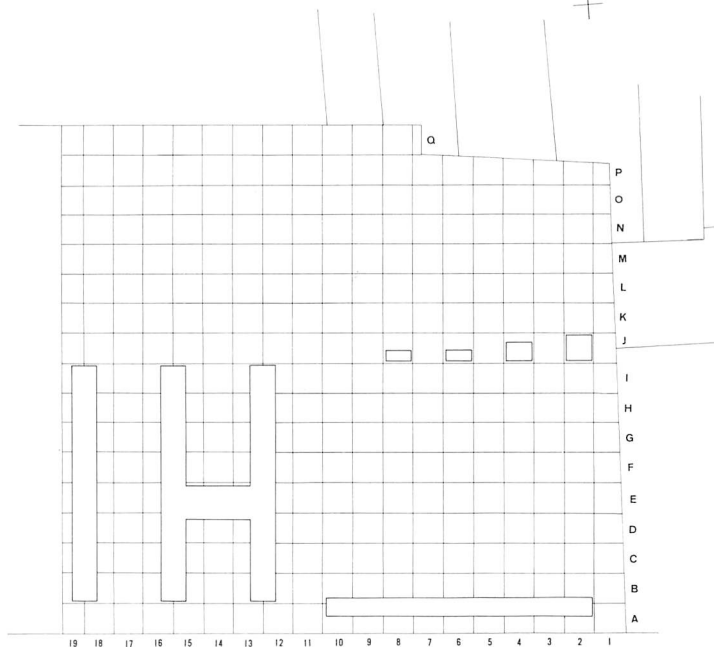
本調査区は第4号住居跡の確認された第3次調査区の南隣である。西側の土地境界線を基準にして、2m間隔で、西より東へ1～21区、南から北へ向かってA～K区の方眼を設定した。10月15日より、D～J区列から、表土を除去し、東側へ向かって調査を進めていった。調査区の標準土層は、暗褐色のロームブロックを少量含んだ表土が30cmであるが、その下のソフトローム層が表土よりの攪乱が激しいため、ロームブロックを多量に含んだ10cmほどの攪乱層と置き変わっていた。ハードローム面までは地表より40cmである。

調査中は人力によって、ローム面まで掘り下げて、遺構の精査に努めた。しかし、なん等遺構・遺物らしきものは確認できなかったため、埋め戻しを開始して、20日にすべての作業を終了し、器材を撤収した。

●松山遺跡の試掘調査（4）

本調査区は南東隅の土地境界杭を基準にして、2m間隔で、東より西へ1～19区、北側にA～Q区の方眼を図面上で設定した。

調査は、10月22日、とりあえず遺跡・遺物の存在状況を見極めるため、A・B区列に幅1.5mのトレンチを1本、12・13区列、15・16区列、18・19区列と4mほどの間隔を置いて、3本のトレンチを現地にて設定した。重機によって、トレンチ部分の表土を除去し、ローム面まで掘り下げた。さらに人力によって、遺構の精査に努めた。またJ区列のグリッドについては人力にてローム面まで掘り下げて、遺構の精査を行なった。12・13区列のトレンチの南側にて溝跡を確認したので溝の



第17図 松山遺跡試掘調査区(4)全測図 (1/500)



松山遺跡試掘調査(3)作業風景（西より）



第18図 滝遺跡試掘調査区(1)全測図 (1/500)

上試掘調査でおわったものもある。)と数回の試掘調査が行なわれ、古墳時代初頭の住居跡計4軒、同中期の住居跡計2軒、同後期の住居跡計2軒、奈良時代初頭の住居跡計1軒、平安時代の住居跡計3軒、土坑計6基(縄文1、奈良・平安2居跡計3軒、土坑計6基(縄文1、奈

幅を確認するためE・D部分の表土を2mにわたって除去した。その結果幅2.8mであることが確認された。しかし、遺物は一切確認されず、跡も新しいものであって、これ以上の調査は必要ないものと判断されたため、10月26日に調査区・土層の測量を終えて、器材を撤収した。埋め戻しは後日重機にて行なった。調査区の標準土層は、ハードローム面まで約40cmを計り、ロームブロックを含む表土が40cmである。

VII 滝遺跡の試掘調査

滝遺跡は、標高9mの平坦な台地とそれよりも1段高い北西方向14~16mの台地上にある。昨年度まで計12回の本調査(遺構が確認されず、実質

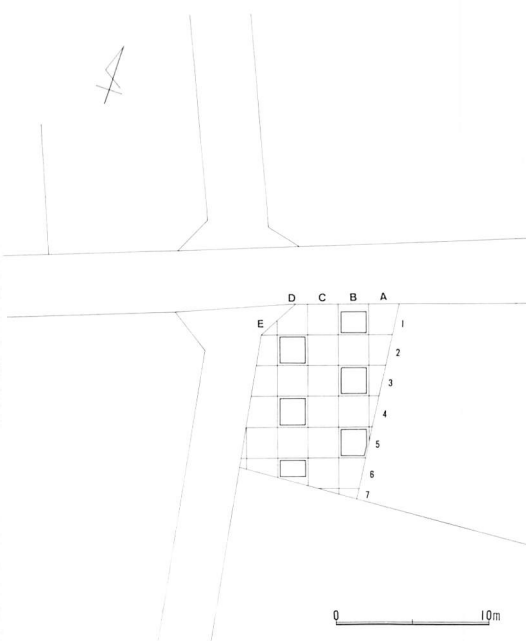


松山遺跡試掘調査(4)作業風景(東より)

良・平安2、江戸2)などが確認されている。今年度も個人住宅、共同住宅の開発の申請があったのでそれに伴って2箇所の試掘調査を実施した。

●試掘調査 (1)

当調査区は、古墳時代後期の住居跡1軒と平安時代の住居跡3軒が確認された滝遺跡第2次調査(昭和54年度実施)区の道を挟んで北西隣に位置する。昭和59年度に実施された第12次調査区(第2次調査区の西側未調査部分)においては、国分期の須恵器片などの出土をみた。そのため、開発事業者には住居跡の分布範囲を確認するために試掘調査をする必要がある旨回答し、調査を4月23日より実施した。北東隅の境界杭を基準にし、東側の土地境界線を南へ向かって2m間隔で1~9区とし、西へ向かってA~J区とした。北側より、1区おきにグリ



第19図 滝遺跡試掘調査区(2)全測図 (1/500)